

国民健康保険

国民健康保険料 (介護分)を4月から改正しました

国民健康保険加入者のうち、介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の方の保険料は、「医療分」と「介護分」を合算し、納付していただいています。

国から示される介護給付費納付金の額により、毎年度介護分の納付額が変わります。

区分	改正前	改正後
所得割	0.69%	0.79%
均等割	8,400円	8,800円
賦課限度額	7万円	変更なし

平成13年度の国民健康保険料の納期が過ぎています。納付がまだお済みでない方は、至急納めてください。皆さんに納めていただく保険料によって、国民健康保険は運営されています。保険料は、忘れずに納めましょう。

国民健康保険料の納付はお済みですか

平成13年度の国民健康保険料の納期が過ぎています。納付がまだお済みでない方は、至急納めてください。皆さんに納めていただく保険料によって、国民健康保険は運営されています。保険料は、忘れずに納めましょう。

1482、(保)内線 2135、(保)内線 2136

国民年金

国民年金保険料の申請免除・学生納付特例について

国民年金保険料を、事情等により納めることができない場合には、自営業等の方は免除の申請を、また、学生の方は納付特例の申請をすることができます。

申請免除または学生納付特例を平成14年4月分から受ける場合には、申請書を、5月31日(金)までに提出してください。

半額免除制度について  
平成14年4月分からの国民年金保険料免除制度に従来の「全額免除制度」に加え、保険料の半額を免除する「半額免除制度」が始まります。この「半額免除」は、半額保険料を納付しないと未納期間として扱われます。

「半額免除」の判定基準  
原則として世帯主、配偶者、本人の前年度の所得に基づき、それ以外には天災・失業・倒産・事業の廃止などを理由とするときに限られます。

学生納付特例制度について  
平成14年4月から、夜間部・定時制課程・通信制過程の学生の方も学生納付特例の対象とされました。

なお、学生の方は、「半額免除」の申請はできません。  
保険年金課(保)内線 1493、(保)内線 2137、(保)内線 2138

平成14年4月からの国民年金保険料支払窓口が変わります  
平成14年4月分からの国民

年金保険料の取り扱いが、西東京市から国(社会保険庁)に移管されることにより、納付が、一部の窓口ではできなくなりまし。

利用されている皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

納付できなくなる窓口  
・東京三菱銀行西東京市公金  
・谷戸出張所  
・柳橋出張所  
・中原出張所

納付できる窓口  
・三井住友銀行西東京市役所出張所(田無庁舎内)  
・三井住友銀行西東京市役所(午後3時まで)  
・全国の金融機関(保谷庁舎内を除く)  
・取り扱いは午後3時まで

老人医療入院時一部負担金・入院時食事代の減額認定  
老人保健医療・老人医療助成制度の受給者の方で、住民税非課税世帯に属する方は、入院時一部負担金および食事代の減額が受けられます。該当すると思われる方は申請してください。申請月からの認定になります。

転入された方は前住所の非課税証明が必要になります。

老人保健医療制度の受給者の方で、次の条件に該当する方は特定疾病療養により、入院時一部負担金の減額が受けられます。  
慢性腎不全で人工透析をしている方

1494、(保)内線 2137、(保)内線 2138

血友病の方  
血液製剤によるHIV感染している方  
支払限度額表

内容	一般	住民税非課税世帯
入院時一部負担金	上限37,200円/月	上限24,600円/月 注
入院時食事代	1日あたり780円	1日あたり650円 入院日数90日以上 1日あたり500円
内容	一般	特定疾病療養
入院時一部負担金	上限37,200円/月	上限10,000円/月

注: 高齢福祉年金受給者(明治44年4月1日以前生まれで対象者の方)で住民税非課税世帯の方は、入院時一部負担金の上限額が、月1万5千円となります。  
1494、(保)内線 2137、(保)内線 2138、(保)内線 2336、(保)内線 2338

向台運動場に水洗トイレを開設

向台運動場に、4月から新たに水洗トイレを開設しました。運動場利用者だけでなく一般市民の方も利用できます。

公共施設は、市民の皆さんが利用する場所です。皆さんが気持ち良く使用できるよう、大切に使いましょう。

スポーツ振興課(保)内線 2714・2715

新任民生委員・児童委員  
主任児童委員のお知らせ

4月1日から新しい民生委員・児童委員と主任児童委員が決まりました(下表参照)。

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員と主任児童委員は、みなさんの信頼できる相談相手です。どんなことでも、一人で悩まず声をかけてください。

なお、現在欠員となっている地区の対応については、保健福祉総合調整課にお問い合わせください。

保健福祉総合調整課(保)内線 2312

民生委員・児童委員

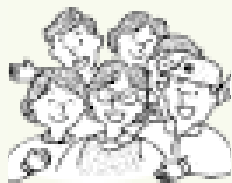
氏名	電話	担当地域
早矢仕のり	21-4320	中町6丁目
上原敏枝	21-6660	泉町2丁目
加藤則江	23-2781	泉町6丁目
大久保洋子	62-9500	北原町1丁目(1~12、16~30)
長谷川悦子	63-8898	西原町4丁目(グリーンハイツを除く)
小林伸市	67-6430	芝久保町2丁目(1~14)
土方美恵子	61-6449	向台町2丁目
高澤彰	64-0803	向台町3丁目

主任児童委員

氏名	電話	担当地域
西原みどり	24-4481	住吉町、栄町、下保谷、北町、ひばりが丘、ひばりが丘北

現在欠員となっている地区

地区名
柳沢1丁目(1~9)
柳沢2丁目(3~18)
東町5丁目、6丁目
泉町1丁目
谷戸町3丁目(11、14~28)
西原町3丁目
芝久保町3丁目(1~14)6番を除く



ファミリー・サポート・センター  
「サポート会員養成講習会」

地域で支えあう子育ての環境づくりの一環として、サポート会員(子どもを預かりたい方)養成講習会を開催します。

受講資格 市内在住の満20歳以上の心身ともに健康で、全日程受講できる方。講習会修了後、サポート会員として登録できる方  
未就学児がいる方は電話で相談してください。

定員 各コース50人(定員を超えた場合は抽選)  
講習内容 下表参照  
保育士・幼稚園教諭・保健婦等の有資格者は、受講が一部免除されます。詳細は電話でお問い合わせください。  
費用 2,500円(テキスト代)

申込 住所・氏名・年齢・電話番号・希望のコース(AまたはB)を記入した紙と返信用80円切手を同封し、〒202-0013 中町1-6-8 保谷東分庁舎内 西東京市社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター事務局あてに郵送  
締め切り 4月30日(火曜日必着)  
問合せ ファミリー・サポート・センター事務局(保)38・412  
子育て支援課(保)内線 1522



内容	Aコース (会場)スポーツセンター 中町1 5 1 保谷庁舎前		Bコース (会場)田無総合福祉センター 田無町5 5 12	
	日時		日時	
オリエンテーション	5/20(月)	午前9時30分~11時30分	5/21(火)	午前9時30分~11時30分
保育サービス提供		午後1時30分~3時30分		午後1時30分~3時30分
子どもの世話	5/23(木)	午前9時30分~11時30分	5/24(金)	午前9時30分~11時30分
心の発達とその問題		午後1時30分~3時30分		午後1時30分~3時30分
子どもの遊び	5/27(月)	午前9時30分~11時30分	5/28(火)	午前9時30分~11時30分
身体の発達と病気(発育)		午後1時30分~3時30分		午後1時30分~3時30分
身体の発達と病気(病気)	5/30(木)	午前9時30分~11時30分	5/31(金)	午前9時30分~11時30分
心の発達とその問題		午後1時30分~3時30分		午後1時30分~3時30分
安全と事故	6/3(月)	午前9時30分~11時30分	6/4(火)	午前9時30分~11時30分
子どもの食事		午後1時30分~3時30分		午後1時30分~3時30分
保育の心	6/6(木)	午前9時30分~11時30分	6/7(金)	午前9時30分~11時30分
修了式・登録説明	6/10(月)	午前9時30分~11時30分	6/11(火)	午前9時30分~11時30分